

横浜市立大学医学部臨床教授等の称号付与に関する規程

制定 平成 12 年 7 月 18 日

横浜市立大学規程第 4 号

(付与の趣旨)

第 1 条 横浜市立大学医学部における臨床教育の充実を図るため、臨床実習に協力する学外医療機関等（以下「実習協力機関等」という。）の優れた医療人を対象に、横浜市立大学学則第 85 条に規定する客員教員として、医学部臨床教授、医学部臨床准教授（以下「臨床教授等」という。）の称号を付与する。

(資格)

第 2 条 臨床教授等の称号は、実習協力機関等において、学生の臨床実習の指導等必要な臨床教育を行う者に付与する。

(称号の付与期間)

第 3 条 臨床教授等の称号付与期間は、横浜市立大学医学部での学外臨床教育の指導に協力する期間とする。

(付与の手続き)

第 4 条 臨床教授等の選考は、医学部教授会（代議員会）の議に基づき医学部長が行うものとする。

(証書の交付)

第 5 条 臨床教授等の称号は、別記様式による証書の交付によって付与する。

(委任)

第 6 条 臨床教授等の選考等必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。